

書評

「政暴法」について

田 畑 忍

一

三一書房新刊の「政暴法」は、末川博士と私との共編と言うことになっている。しかし、実は、宮内裕教授と中山研一教授とが熱意をこめて編纂されたものである。そして私も、共同執筆者の一人として、前芝確三・杉村敏正・細野武男・宮内裕・中山研一・井戸田侃・室井力・清水慶三の諸教授とともに、分担執筆している。末川博士が、「はしがき」を書き、私が、「むすび（憲法と政暴法について）」を書いている。

もちろん、内容の中心は、第二部「政暴法案の内容」であつて、これに第一部「政暴法の背景」と第三部「政暴法と今後の問題」が、前後に、くっついている。本書はこのような構成で、忽卒のうちにまとめられた小著ではあるが、政暴法の内容と、それが政治にどんなに悪い役割を果すものであるかと言うことを、体系的に理解するには、まさに恰好の書物と言えよう。

（定価一八〇円）。

二

第一部「政暴法の背景」は、「一 新安保体制と政暴法」（前芝）、「二 自衛隊と治安行動」（杉村）、「三 民主主義と左右暴力論」（細野）の三節より成っている。

前芝教授は、新安保体制と政暴法の関係を、防衛と治安の関係として捉え、旧安保条約によって破防法が制定されたことと、MSA条約と教育二法の関係について説き、更に新安保条約によって防衛二法が生れ、同時に政暴法が計画された経緯を生きて描いている。

また杉村教授は、自衛隊の存在の違憲性を強く抉り出し、この点について、司法審査を避けた最高裁の判決が未だ下されず、政府のこれを合憲とする有権判断がまかりとおっていることを嘆いている。そうして、新安保体制下に於ける政治現象としての「治安行動」（草案）の怖るべき役割を、政暴法案との対比に於て暴露している。すなわち、自衛隊法と「治安行動」との関係を読み、「治安行動」の内容の一例を示し、それに対する批判として、それは「労働者の労働争議を危険視し、敵視する内容のもので……、考えて見れば、治安行動（草案）が予測するような国民の集団行動の激化・労働者の労働争議の激化は、政府の行為に、また、資本家の態度にその主な原因をもっている」と正しい警告をしている。

また細野教授は、今の日本に二様の民主主義の主張されていること、其の一つは大衆蔑視の思想によるものであり、右翼暴

力がここに次元を置くものであるのに対し、他の一つは人間尊重に根拠するものであり、この二つが対立していること、そうして政暴法案は前者から派出されるものであり、政暴法反対運動は、人間尊重・大衆重視の基本的見地からなされるものであること、それは大衆的民主主義擁護のためになされるものであることについて、社会学的政治的に、行きとどいた考察をしている。

以上の第一部が、政暴法案の政治的社会的背景を明らかにした政治論であることは言うまでもない。経済的背景の分析を欠いている点は、本書の欠点と言わねばなるまい。

三

第二部「政暴法案の内容」は、「一 治安立法の系譜」（宮内）と、「政暴法案の解説その一（中山）・その二（井戸田）・その三（室井）」との二部より成っている。

先づ宮内教授は、昭和二十年八月二十八日の連合国軍による占領開始のときに遡って、旧治安立法が、暴力行為処罰に関する法律・爆発物取締規則などごくわずかを除いて、全面的に粉碎されたことを説き、しかも占領法体系中にすでに新治安立法の萌芽を見、これが占領目的・軍事化と、占領政策の転換にもなつて、治安立法の再編されるにいたった過程について述べている。殊に、それが、安保体制によって本格化されるにいたったこと、そしてMSA段階の治安立法、新安保体制下の治安立法の体系という順序で叙述し、治安立法共通の特徴を、現在の支配秩序維持のために攻撃目標を民主団体に置き、人権尊重

の憲法秩序破壊を目的とするものである、と断じている。

つづいて、中山教授・井戸田教授・室井教授が、政暴法案の内容を解説されているのであるが、中山教授は先づ、法案の性格（一条）が、民主主義擁護でなく、また右翼暴力を抑えるようなものではなく、破防法を延長し拡大化して、国民の集団行動の抑圧と規制を目的としたものであることを説いている。また二、三条の教唆・せん動の独立的処罰規定の憲法三十一条に違反することを説き、五条の発生防止規定の右翼暴力に対するせん動性と、原案六条のスパイ強要性を強く指摘している。

井戸田教授は、七条以下の「政治的暴力行為厳罰の非合理性」を詳論し、それが三重的制裁下に置かれていること及び、犯罪行為と然らざる行為の限界のきわめて不明な点で、近代刑法のプリンシプルに反することを強調し、この法案が成立した場合の恐怖状態の必至を説き、また政暴法の罰則を表示している。

室井教授は、団体規制について、団体の役職員・構成員が団体のためにする行為を禁止されている場合、団体が団体活動の制限を受ける場合、団体の解散の指定のされる場合を詳述し、それが公安調査庁の手に委ねられていることをこれまで詳述して、政暴法の憲法と国民に対する挑戦性を明らかにしている。

解説は、わかり易いようにと言う目的で、殊更に専門語を避けている。その苦心のあととわかるけれども、却ってマイナスになっているのではないかとも思われる。

四

第三部「政暴法と今後の問題」には、清水教授の「政暴法反対斗争と今後の展望」の一篇のみを収めている。反対斗争のための政治論であることは言うまでもない。

清水教授は、先づ、反対斗争を鋭く分析して、政府の断崖政策の巧妙さと反対運動の立ちおくれや拙さや無力を衝いている。池田内閣の反動性をえぐった論旨も、警察の高姿勢の根拠を最高裁の公安条例合憲判決に置いている、とする論点も正しい。

また民社党の逆行ぶりと、マスコミの党派性との一致の現象をも、よく把えている。そうして、安保斗争に於ける民主主義擁護に争点が移ったとする市民的知識層の力点の「皮相」が、其後の運動にマイナスしたこと、及び社会党の甘さを批判しつつ、しかも安保斗争の大衆的組織が政暴法斗争を急激に、盛り上げたのだと評価し、社・共両党の統一戦線の戦術的次元での結成と「新しい多数派」の結集を強調して、「民衆の解放への道」の開かれることを待望しているのであるが、愆を言えば、結論のあたりに、構造改革論に対する批判がほしかった。

最後に、「むすび」として、私が、憲法と政暴法について、述べている。私は、政暴法が、民主主義擁護の名に於て、基本的人権を奪うことを狙っている点で、著るしく憲法に違反し、憲法と民主主義を根本的に破壊する法律であること、従って修正などでなく、国民の正しい反対運動によって廃棄せしめるほかないことを説いている。そうして、「政暴法のつぎに来たるものは、憲法改悪である。」「憲法破壊の立法に対してたまたかう戦いは、憲法改悪工作のすべてに対してたまたかう戦いにつら

なるのであり、……安保条約体制打破の護憲戦」であり、そうして、永世中立を宣言獲得する戦いの必要であることを主張したわけである。

以上の本文（一六一頁）のほか、付録・資料（九十頁あり）として、「修正政暴法案」全文、関係の閣議決定案・社会党案・民社党案とともに、陸上幕僚監部の「治安行動」案（七八頁あり）を、加えている。この資料だけでも座右に備えておくだけの価値を本書はもっている、と言えよう。